⑭　電子入札について

①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合は承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（電子入札センターホームページ：http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⑮　施工体制確認のヒアリングの実施及び追加資料の提出　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合、追加資料の記載内容が適正でない場合は、入札を無効とすることがある。

⑯　特別重点調査　調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対しては、特別重点調査を行う。その際、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⑰　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

①　低入札価格調査の対象工事となった場合は、低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成18年８月１日付け18経第724号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア　発注者の監督強化　施工段階における確認マニュアルについて（平成16年３月31日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

イ　施工体制の点検　施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として一般管理費及び現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

ウ　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。また、工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年４月27日付け13経第180号農林水産省大臣官房経理課長通知）及び施工体制点検審査マニュアル（平成15年４月11日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

エ　受注者側技術者の増員について　予定価格が２億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が近畿農政局管内の直轄工事において、本工事の公告の日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置するものとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ａ　工事成績70点未満の評定を通知された者

ｂ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ｃ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

ｄ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

②　全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

ア　対象工事について、次のａからｃの段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ａ　施工確認段階

ｂ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ｃ　下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

イ　上記５の⑰の②のアに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において近畿農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50％減ずる。

（公募型指名競争入札等の場合）

１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。

ウ　上記５の⑰の②のアに示す文書指示の回数が２回に達した場合、近畿農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ａ　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の別の新規工事に係る入札参加を制限する。

ｂ　対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

エ　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記５の⑰の②のイと同様の措置を講ずる。

⑱　出来高部分払方式　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑲　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kenji Murakami, Director General of Kinki Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Yamada main canal (Midorigaoka syphon), Touban-yousui-niki agricultural irrigation project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M., 26 November, 2015

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 8 January, 2016, in case of submission by document : 5 : 00 P.M., 8 January, 2016, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 8 January, 2016

⑹　Contact point for tender documentation : Shinichiro Inoue Design Division, Rural Development Department, Kinki Regional Agricultural Administration Office, Choujiburochou Sagaru Shimochoujamachi Nishinotouindoori Kamigyou-ku Kyoto city Kyoto Prefecture 602―8054, Japan. TEL 075―451―9161 ex. 2519

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

平成27年10月28日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　川瀧　弘之